

参考 1

官 企 1 - 90

課 法 8 - 20

平成27年12月18日

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 池田 弘一 殿

国税庁長官官房企画課長
吉井 浩
国税庁課税部法人課税課長
新井 智男

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けたお願い

平素は、税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、納税者の利便性向上と事務の効率化の観点から、オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」（平成26年9月財務省決定）に基づき、e-Taxの利便性向上を図るとともに、その普及及び定着に取り組んでいるところです。

e-Tax につきましては、貴総連合、各都道府県連、各法人会及び会員の皆様方の種々の御支援、御協力をいただいた結果、着実にその普及及び定着が図られているところであり、改めて御礼申し上げます。

こうした中で、国税庁としましては、平成28年4月から、e-Taxの更なる利便性向上を図るための新たな施策として、別途書面での提出が必要な添付書類について、イメージデータによる提出を可能とするほか、法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書を e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能の提供を予定しています（別添参照）。

貴総連合におかれては、これまでも e-Tax の普及及び定着に向けた取組に御尽力いただいているところではありますが、引き続き、各都道府県連、各法人会及び会員の皆様における法人税、消費税（法人）、印紙税、法定調書などの手続についての e-Tax の利用（代理送信している税理士への依頼を含みます。）に向け、御支援を賜りますとともに、下記の項目につきましても、重ねて御協力をお願い申し上げます。

また、各都道府県連、各法人会及び会員の皆様にも御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、国税局及び税務署から、各都道府県連、各法人会及び会員の皆様へ同趣旨のお願いをさせていただく場合もあると存じますので、その際には、積極的に対応していただきますよう、併せて御周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 e-Tax でのイメージデータ等による添付書類の提出について

e-Tax で申告・申請等を行う場合の添付書類については、平成28年4月からイメ

ージデータによる提出や e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を利用した提出が可能となることから、対象となる添付書類について e-Tax による提出を推進する。

2 納税証明書の交付請求について

自宅等から e-Tax により納税証明書の交付請求を行い、税務署の窓口で書面にて納税証明書の交付を受ける場合には、電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされており、会員の皆様が納税証明書を交付請求される場合の e-Tax の利用拡大を図る。

3 地方税ポータルシステム (eLTAX) について

eLTAX については、個人住民税（給与支払報告書等）及び法人市町村民税が全ての市（区）町村で対応していることから、e-Tax とともに eLTAX のより一層の利用拡大を図る。

4 法定調書等の提出について

前々年の提出すべき法定調書が 1,000 枚以上の者に係る法定調書（市区町村に提出する支払報告書を含む。）の e-Tax (eLTAX) 又は光ディスク等による提出義務化制度、及び平成 27 年 1 月から提出上限を拡大^(※)している e-Tax ソフト (WEB 版) の利用に伴い、e-Tax 及び eLTAX のより一層の利用拡大を図る。

※ 提出上限は、各調書の合計枚数 5,000 枚かつデータサイズ 10MB

5 ダイレクト納付について

会員の皆様のダイレクト納付の利用拡大を図る。

【担当】

(項番 1 及び別添に関する内容)
国税庁情報技術室 有富、大嶋
電話：03-3581-4161(内 3686)

(上記以外に関する内容)
国税庁情報技術室 岩田、岸
電話：03-3581-4161(内 3617)